

エヌアイ在宅サービスステーション 料金一覧表（1割負担）

令和3年4月1日改訂

（1単位あたり 11.12円）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費						
【介護保険サービス利用単位数（サービスコード）と基本利用料／1月当たり】						
要介護度	訪問看護サービスを行わない場合			一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合		
	サービスコード	単位数	料金	サービスコード	単位数	料金
要介護1	761111	5,697 単位	6,335 円	761211	8,312 単位	9,243 円
要介護2	761121	10,168 単位	11,307 円	761221	12,985 単位	14,440 円
要介護3	761131	16,883 単位	18,774 円	761231	19,821 単位	22,041 円
要介護4	761141	21,357 単位	23,749 円	761241	24,434 単位	27,171 円
要介護5	761151	25,829 単位	28,722 円	761251	29,601 単位	32,917 円

※当事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、別に訪問看護事業所で訪問看護費を算定

減算						
当サービスと併用して、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を利用した場合は、利用日数分の単位数を当サービスの所定単位数から減算						
要介護度	訪問看護サービスを行わない場合			一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合		
	サービスコード	単位数	料金	サービスコード	単位数	料金
要介護1	764101	62 単位	69 円	764106	91 単位	102 円
要介護2	764102	111 単位	124 円	764107	141 単位	157 円
要介護3	764103	184 単位	205 円	764108	216 単位	241 円
要介護4	764104	233 単位	259 円	764109	266 単位	296 円
要介護5	764105	281 単位	313 円	764110	322 単位	358 円

当サービスと併用して、短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用した場合は、1日分相当額の利用日数分の単位数を日割り計算						
要介護度	訪問看護サービスを行わない場合			一体型事業所にて訪問看護サービスを行う場合		
	サービスコード	単位数	料金	サービスコード	単位数	料金
要介護1	761112	187 単位	208 円	761212	273 単位	304 円
要介護2	761122	334 単位	372 円	761222	427 単位	475 円
要介護3	761132	555 単位	618 円	761232	652 単位	725 円
要介護4	761142	703 単位	782 円	761242	804 単位	894 円
要介護5	761152	850 単位	946 円	761252	974 単位	1,083 円

【加算】						
初期加算	764002	利用開始日から起算して30日以内の期間。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再び再開した場合。			30 単位/日	34 円
退院時共同指導加算	764003	退院（所）に当たり、当事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院（所）後に初回の訪問看護サービスを行った場合。			600 単位/回	668 円
総合マネジメント体制強化加算※	764010	（要件）利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師等、介護職員その他関係者が共同し、計画の見直しを行なう。地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行なう。			1,000 単位/月	1,112 円

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	764012	（要件）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けた上で計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成すること。当該理学療法士等は情報通信技術を活用した動画等により利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。前述した事項を定期的に行うこと。		100 単位/月	112 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	764013	（要件）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行い、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした介護計画を作成すること。		200 単位/月	223 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※	786099	（要件）全ての従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施。利用者情報・留意事項の伝達・従業者の技術指導を目的に定期的に会議。全ての従業者に定期的に健康診断等を実施。訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士が60%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上。		750 単位/月	834 円
緊急時訪問看護加算※	763100	ご利用者の同意を得て、計画的訪問に加え、緊急時に訪問看護を必要に応じて行う場合。＜訪問看護サービスを行う場合＞にのみ加算。		315 単位/月	351 円
特別管理加算（Ⅰ）※	764000	訪問看護サービスに 関し特別な管理を 必要とするご利用 者に、訪問看護 サービス実施の計 画的管理を行った 場合。	（要件）在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態。	500 単位/月	556 円
特別管理加算（Ⅱ）※	764001		（要件）在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理等を受けている状態。人工肛門・人工膀胱設置の状態、真皮を越える褥瘡の状態、週3回以上点滴注射の必要な状態等。	250 単位/月	278 円
ターミナルケア加算※	766100	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上（死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合は1日）ターミナルケアを行った場合。（ターミナルケア実施後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）		2,000 単位/ 死亡月	2,224 円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	766114	所定単位数の13.7%を加算。所定単位は、基本報酬・サービス提供体制強化加算等により算定した単位数の合計。		～ 約 5,000 円	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）※	766118	所定単位数の6.3%を加算。所定単位は、基本報酬・サービス提供体制強化加算等により算定した単位数の合計。		～ 約 2,300 円	

※は、区分支給限度基準額の算定対象外

【交通費】

通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合

自動車を使用した場合	通常の事業の実施地域を超えた地点から片道分を1 kmあたり 20円
公共交通機関を使用した場合	通常の事業の実施地域を超えてからの料金を実費負担

社会福祉法人 中川徳生会
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
エヌアイ在宅サービスステーション